

# 「交通機関の異常・気象災害等に対する対策」

## A 交通機関の異常に対する対策

(ただし、下記の1～3の措置をとるのは、その路線が全面的に不通の場合のみ。)

- 1 京成電鉄が不通の時。あるいは、総武線各駅と京葉線両方が不通の時（京成平常）
  - (1) 午前7時00分に不通の状態にある時  
※自宅待機
  - (2) 午前9時30分に不通の状態にある時  
※臨時休校
  - (3) 不通の状態が午前9時30分までに解除になった時  
※13時20分始業（13時00分までに登校のこと、50分2限授業）
- 2 上記以外で、平常授業開始が不可能な場合。  
※別途判断（学校長による）

## B 気象災害等に対する対策

- 1 午前6時の時点で、千葉北西部（東葛飾地区）に大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発令されている時  
※自宅待機
- 2 千葉北西部（東葛飾地区）に大雨・洪水・暴風警報が
  - (1) 午前10時00分の時点で解除になったとき  
※13時20分始業（13時00分までに登校のこと、50分2限授業）
  - (2) 午前10時00分の時点で上記の警報が発令中の時  
※臨時休業
3. 上記以外で、平常授業開始が不可能な場合。  
※別途判断（学校長による）

※自宅待機の間警報が出されている場合でも、天候の回復が顕著で登校可能な状況になった場合は授業等を実施する場合がある。「津田沼高校ホームページ」等で授業措置を確認すること。

※警報発令の有無は、公共放送機関（NHK等）のニュースで確認すること。